

令和2年度

鳥獣被害防止総合対策交付金
(全国ジビエプロモーション事業)
公募要領

令和2年3月

農林水産省農村振興局

※本公募は、令和2年度政府予算原案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業実施内容等の変更があり得ることに御留意ください。

鳥獣被害防止総合対策交付金（全国ジビエプロモーション事業）公募要領

第1 趣旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域等を中心に全国的に深刻化しています。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の経営意欲の低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせています。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「特措法」という。）第10条の2では、国は、鳥獣の食品としての利用等その有効利用の促進を図るため、需要の開拓の取組等に対する支援等の措置を講ずるものとされています。

全国ジビエプロモーション事業（以下「本事業」という。）は、この一環として、野生鳥獣肉（ジビエ）等（以下「ジビエ等」という。）の全国的な消費拡大を図るため、キャンペーン期間を設定した協賛飲食店等でのフェア開催やジビエ関連情報の発信等の取組を実施するものです。

第2 応募対象事業

本事業は、次に掲げるジビエフェア開催事業及びジビエ需要拡大・普及推進事業ごとに、事業実施主体を募るものとします。

1 ジビエフェア開催事業

(1) ジビエフェアの開催回数等

次世代への普及効果も大きい20～40代を主な対象に、年1回以上、延べ3ヶ月程度の期間を設定し、全国から延べ1,000店以上の飲食店等（惣菜店、精肉販売店等を含む。）の参加を目標として、ジビエを提供するジビエフェアを開催します。

(2) ジビエフェア協賛飲食店等の募集・開拓等

ア 既にジビエを提供している飲食店等のもとより、これまで定期的にジビエを提供したことがない飲食店等も含め、ジビエフェアに協賛する飲食店等（以下「協賛飲食店等」という。）をホームページ等により広く募集・開拓します。

イ 協賛飲食店等の募集・開拓に当たっては、以下の（ア）～（ウ）について、併せて取り組むこととします。なお、協賛飲食店等が特定の料理分野・店舗形態に偏らないよう募集・開拓することとします。

（ア）ジビエフェアに関心を持つ協賛飲食店等の候補となる飲食店等（以下「候補店」という。）を対象にジビエの加熱処理の方法、カタ肉やスネ肉等の低需要部位の有効利用等による料理レシピや調理実演、ジビエフェア参加に

当たっての留意点、厚生労働省が定めるジビエの衛生管理ガイドラインに基づき処理を行っている処理加工施設等（以下「処理加工施設等」）の情報等に関する説明会を開催します。

- (イ) ジビエ料理の試作を希望する候補店に対し試作に使うためのジビエを調達・提供することとし、提供量は1店舗当たりカタ肉スネ肉等で2kg程度としますが、候補店の要望等を踏まえ、提供量や部位を決めることができますものとしします。なお、調達先は処理加工施設等から選定し、農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課（以下「担当部署」という。）と事前に協議した上で決定します。
 - (ウ) (ア)に参加した候補店及び(イ)でジビエ料理を試作した候補店に対しアンケート調査を行い、その結果を取りまとめ、分析することとします。調査内容については、担当部署と事前に協議した上で決定するものとしします。
- (3) ジビエ関連イベントとの連携
- ジビエフェアと同時期に各地で開催されるジビエ関連イベント等の情報を収集し、それらのイベント主催者等に対して働き掛け、ジビエ関連イベントと連携することとします。
- (4) ジビエフェアPR資材の作成・配布等
- ジビエフェアをPRするためのポスター、のぼり等の資材を作成し、協賛飲食店等の意向等を踏まえて配布するとともに、広くポスター等を掲示しPRに努めるものとしします。
- (5) ジビエフェアの運営等
- ア ジビエフェア開催に当たっては、協賛飲食店等、連携イベント主催者及び処理加工施設等との連絡調整等を密に行うなど、適切な運営等に努めるものとしします。
 - イ ジビエフェアの概要、協賛飲食店等について、開催前及び開催期間中に、SNS及び雑誌媒体等を通じて情報発信を行うものとしします。なお、ジビエフェアと併せて連携イベントの情報も発信するなど、連携イベントの認知度も向上するように工夫を行うこととしします。
 - ウ ジビエフェアでのジビエ料理の販売状況等について協賛飲食店等（又は協賛飲食店等を経営する事業者等）に対してアンケート調査を行い、取組結果を分析の上取りまとめるものとしします。
- (6) その他事業の目的を達成するために必要な取組
- 上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、検討の上、実施することができるものとしします。
- また、担当部署は事業実施主体と協議・調整の上、必要に応じて、その他事業の目的を達成するために必要な取組を指示できるものとしします。
- (7) 報告書等
- (1) から (6) の取組成果を取りまとめた報告書（記録写真を含む）を3部作成するとともに、PR資材の電子データ等と合わせて電子媒体（DVD-Rによる電子ファイル（報告書データ及び写真ファイルを含む））を提出する

こととします。

提出する電子媒体はウイルスチェックを行い、ウイルスチェック（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出することとします。

(8) 留意事項

事業実施に当たっては、衛生面に十分配慮し、厚生労働省の「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」に基づき取り組むとともに、協賛飲食店等の事業関係者に対してもガイドラインの遵守を求めるものとします。

2 ジビエ需要拡大・普及推進事業

(1) ジビエ関連情報発信

ア 飲食店等情報発信

(ア) ターゲットは次世代への普及効果も期待できる 20～40 代としますが、発信状況に応じ、ターゲットの変更、絞り込み等を行うことができることとします。

(イ) ジビエを提供している飲食店及び各地で開催されるジビエ関連イベント情報等を定期的に収集・整理します。

(ウ) 情報の発信については、ホームページや SNS 等を活用して広く効果的に行うこととします。なお、発信に当たっては広告等も活用しつつ年間で計 30 万ユニークユーザー以上を目標とします。

イ 国内向けプロモーション動画作成及び発信等

(ア) ターゲットは次世代への普及効果も期待できる 20～40 代としますが、発信状況に応じ、ターゲットの変更、絞り込み等を行うことができることとします。

(イ) 動画は、a 新たなジビエの消費者獲得を目指して、視聴後にジビエを食べたくなるような内容、b ジビエの調理方法等を周知し、安全な食肉利用について理解を深める内容、c 農村の資源として活用されていることを訴求する内容を含むものとします。

(ウ) 動画の本数は 4 本以上で時間は 1～2 分/本程度を想定していますが、この限りではありません。より効果的な取組となるよう検討し、実施することとします。

(エ) 内容、撮影場所、演出手法等については、担当部署と協議の上決定します。

(オ) 撮影機材や音響・特殊効果等は最新のトレンドを踏まえて準備するとともに撮影に伴う場所の許認可や出演者の調整等は交付対象者が行うものとします。

(カ) 動画の発信については、農林水産省の youtube チャンネル等も活用しつつ広く効果的に行うこととします。なお、発信に当たっては広告等も活用しつつ年間で計 40 万 PV 以上を目標とします。

ウ インバウンド向けプロモーション動画作成及び発信等

(ア) 動画は、英語圏及びフランス語圏等のインバウンドを対象として、国産ジ

ビエの認知向上等に資する内容とします。

- (イ) 動画の本数は3本以上で時間は1～2分/本程度を想定していますが、この限りではありません。より効果的な取組となるよう検討し、実施することとします。
- (ウ) 内容、撮影場所、演出手法等については、担当部署と協議の上決定します。
- (エ) 撮影機材や音響・特殊効果等は最新のトレンドを踏まえて準備するとともに撮影に伴う場所の許認可や出演者の調整等は交付対象者が行うものとします。
- (オ) 動画の発信については、農林水産省の youtube チャンネル等も活用しつつ、広く効果的に行うこととします。なお、発信に当たっては広告等も活用しつつ年間で計30万PV以上を目標とします。

エ イベントでのPR

- (ア) ジビエ利用を積極的に行っている捕獲者の取組の紹介や、ジビエを気軽に食べられる機会を創出するため、ジビエイベントを開催します。
- (イ) 内容は、ジビエ利用に取組む若手・女性ハンターの活動や体験談、料理人や著名人を含めたトークショー、処理加工施設や飲食店等による実食販売等を想定しています。
- (ウ) 内容、実施時期等については、担当部署と協議の上決定します。

オ 上記ア、イ、ウ、エの取組については、連携させるなどの工夫を行い、PV数等の拡大に向けて相乗効果を高めるように取り組むこととします。

(2) その他事業の目的を達成するために必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、検討の上、実施することができるものとします。

また、担当部署は事業実施主体と協議・調整の上、必要に応じて、その他事業の目的を達成するために必要な取組を指示できるものとします。

(3) 報告書等

(1) 及び(2)の取組成果を取りまとめた報告書(記録写真を含む)を3部作成するとともに、PR資材の電子データ等と合わせて電子媒体(DVD-Rによる電子ファイル(報告書データ及び写真ファイルを含む))を提出することとします。

提出する電子媒体はウイルスチェックを行い、ウイルスチェック(ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等)を記載したラベルを添付して提出することとします。

(4) 留意事項

動画発信については効果測定(動画の視聴回数、視聴者の属性(年齢、地域、特性等))等の分析を行うとともに効果的な情報発信を行うものとします。

さらに、ジビエの認知度がどれだけ向上したか等を計測することにより、来年度以降のプロモーション手法の基礎となるように取りまとめることとします。

また、担当部署と協議したうえで令和元年度以前に制作したジビエの動画等を活用するなど、年間を通じてジビエのPR等に取り組むこととします。

第3 応募者の資格

本事業の応募者は、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人又は協議会（民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。）とします。

第4 交付金の交付限度額・補助率

交付金の交付限度額は次に掲げるとおりとし、補助率は定額とします。

なお、申請のあった金額については、交付対象経費等の精査により減額することもあるほか、事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となります。

1 ジビエフェア開催事業

交付対象となる交付金の額は、40,000千円以内とします。

2 ジビエ需要拡大・普及推進事業

交付対象となる交付金の額は、50,000千円以内とします。

第5 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和3年3月31日までとします。

第6 交付対象経費の範囲

交付の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費及び成果の取りまとめに必要な経費のうち、以下の1から8までのとおりです。

申請に当たっては、事業実施期間中における所要額を算出していただきますが、交付対象となる交付金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果、決定されることとなります。

また、必要経費については、円単位で積算した後に千円未満を切捨て、円単位で計上することとします。

なお、事業実施上不用又は過度と認められる経費は、交付対象外とします。

1 設備備品費

「設備備品費」とは、事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要経費です。

なお、取得単価が50万円以上の設備については、事業実施計画の承認申請の際

に2社以上の見積書(当該設備を販売する者が1社しか存在しない場合を除く。)、カタログ等を提出していただきます。

2 消耗品費

「消耗品費」とは、事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費です。

3 旅費

「旅費」とは、事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費です。

4 謝金

「謝金」とは、事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費です。

謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定する必要があり、その謝金の単価の設定根拠となる資料を、公募申請の際に提出していただきます。

なお、事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金は支払うことはできません。

5 賃金

「賃金」とは、雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）です。

賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とします。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできません。

賃金の単価は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定する必要があり、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を、公募申請の際に提出していただきます。

なお、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとします。

6 役務費

「役務費」とは、事業を実施するための、それだけでは本事業の成果とは成り得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費です。

7 委託費

「委託費」とは、本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費です。

委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できます。

ただし、委託費は、交付金の額の50%を超えることはできません。また、事業の根幹を成す業務を委託することはできません。

8 その他

「その他」とは、事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費です。

第7 事業実施主体及び事業計画書の審査

第12により提出された応募申請書類について、次に掲げる方法及び手順により審査します。

1 審査の方法及び手順

(1) 形式審査

応募の要件（応募者の資格、交付申請金額、事業期間、重複申請の制限等）について、担当部署において要件を満たすことを確認します。

なお、応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外します。

(2) 書類審査

2に定める審査委員会において、審査を行います。

(3) ヒアリング審査

審査委員会において、申請者（代理も可能とします）に対するヒアリング審査を必要に応じて実施します。

なお、ヒアリング審査を実施する場合、出席しなかった応募者は申請辞退とみなします。

(4) 最終審査

書類審査及びヒアリング審査の評価結果を踏まえ、交付金交付候補者を選定します。

(5) 交付金交付候補者の決定

審査委員会による審査結果は農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に提出され、農村振興局長は、交付金交付候補者を最終決定します。

2 審査委員会

農林水産省農村振興局に設置する鳥獣被害防止総合対策交付金審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、外部有識者を含む審査委員（以下「委員」という。）により、審査を行います。

また、委員は、委員として取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することとしています。

なお、審査の経過は通知しません。提出された事業実施計画の書類等の資料は、応募者に一切返還しません。

3 審査の観点

審査委員会における審査の具体的な観点は、以下のとおりです。

(1) 実施内容

- ・ 事業実施計画において、第2に示す事業内容がすべて記載されているか。
- ・ 本事業の趣旨を十分に理解・把握した提案を行っているか。また、偏った内容の計画となっていないか。
- ・ 事業内容及び手法が明確であり、効果を高める工夫が見られるか。

(2) 実施計画

- ・ 事業の実実施計画及び実施体制が具体的に示されているか。
- ・ 事業の実実施方法及びスケジュールに無理がなく、実現性があるか。
- ・ 事業内容に照らして、資金計画（積算内訳）が妥当なものであるか。

(3) 応募者

- ・ 応募者は、高い実績を有しているか。
- ・ 応募者は、事業実施上、適正な会計手続を行い得る体制を有しているか。
- ・ 応募者は、事業を実施する能力・体制を有しているか。

なお、応募申請書類の提出から過去3年以内に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった応募団体の場合は、この旨を審査に反映します。

また、審査の方法や手順、観点については、変更される場合があります。

4 審査結果の通知等

審査の結果については、交付金交付候補者が最終決定し次第、速やかに応募者に対してその旨通知します。

最終決定された交付金交付候補者については、その名称及び事業名を農林水産省のホームページ等で公表します。

第8 事業の実施及び交付金の交付に必要な手続等

第7の4により交付金交付候補者の最終決定の通知を受けた応募者は、速やかに事業の実施及び交付金の交付に必要な手続を行うこととなります。

1 事業の実施手続については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）に基づき事業実施計画書を提出していただきます。提出された事業実施計画書を審査した結果、適当であると認められた場合には、当該事業実施計画書の承認通知をします。

2 交付金の交付手続については、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」

という。)に基づき交付申請書を提出していただきます。提出された交付申請書を審査した結果、適当であると認められた場合には、交付決定の通知をします。

- 3 なお、事業実施計画書及び交付申請書の内容については、審査の過程で修正していただくことがあります。

第9 事業の開始時期等と交付金の支払い

事業の開始時期は、原則、交付決定の日からとし、事業完了後、交付要綱に基づき実績報告書に必要な書類を添付し、事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は4月10日のいずれか早い日までに提出していただきます。その後、提出された実績報告書等について審査し、実際に使用された経費について交付金の額を確定した後、交付金の額の確定通知書を送付するとともに交付金を支払います。

第10 重複申請等の制限

応募者が次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外され、又は交付金交付候補者の最終決定若しくは交付金の交付決定が取り消されます。

- 1 同一の内容で、既に国から他の補助金等の交付を受けている場合又は採択が決定している場合

なお、国の他の補助金等について採択が決定していない段階で、この事業に申請することは差し支えありません。

- 2 不適正経理に伴う応募資格の停止の場合

競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申合せ）に準じて、不適正経理があった者については、一定期間、本事業への参加は認められません。

第11 事業実施主体の責務等

第8の2により交付金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される交付金の執行に当たって、以下の事項について遵守することとします。

- 1 事業の実施

事業実施主体は、関係法令、実施要綱等を遵守し、効果的かつ効率的な事業の実施に努めなければなりません。

- 2 交付金の経理

交付を受けた交付金の経理に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) この交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が適用されます。
- (2) 事業実施主体は、事業の一部を委託した際の委託費も含めて、交付金全体の適切な経理を行わなければなりません。
- (3) 事業実施主体は、交付金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費

の効率的使用に努めなければなりません。

3 調査

事業実施期間中、担当部署は、事業の目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む）を行います。

事業実施主体は、交付要綱に基づき事業年度途中における事業の進捗状況及び交付を受けた交付金の使用状況を農林水産大臣に報告しなければなりません。

4 評価

事業実施主体は、本事業終了後に、事業成果の波及効果や活用状況等に関する評価を行わなければなりません。

5 取得財産の管理

本事業により取得した事業設備等の財産の所有権は、事業実施主体に帰属します。ただし、財産管理、処分等に関して、次のような制限があります。

(1) この事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って効果的な利用を図らなければなりません。

(2) この事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上の財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に規定する処分の制限を受ける期間において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣から承認を受けた財産の処分によって得た収入については、交付を受けた交付金の額を限度として、その全部又は一部を国庫に納付させることがあります。

6 成果物の帰属等

この事業により作成した成果物（動画、ポスター等）やデータ等の知的財産権は、事業実施主体に帰属します。なお、農林水産省又は農林水産省が指定する者に対しては、無償使用を許可するものとし、その他第三者に対しては、担当部署と事前協議の上、無償使用を許可するものとします。

ただし、この事業により得られた特許、実用新案登録、意匠登録等の権利を取得した場合又は実施権を設定した場合は、農村振興局長に報告しなければなりません。なお、農林水産省は、特許等の取得状況を自由に公表できるものとします。

また、事業実施期間中及び事業実施期間終了後5年間において、この事業により得られた知的財産権の全部又は一部の譲渡を行おうとする場合は、事前に農村振興局長に報告しなければなりません。

なお、この事業により取得した知的財産権は、事業実施主体の職務発明規程等に基づき、発明者の所属機関に承継させることができます。

7 収益状況の報告及び収益の納付

事業実施期間中及び事業実施期間終了後5年間は、毎年度、本事業の成果の実用化等に伴う収益の状況を、収益の有無にかかわらず、農村振興局長に報告しなければなりません。

また、事業実施期間終了後5年間において、事業成果の実用化、知的財産権の譲渡又は実施権の設定、その他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた交付金の額を限度として、その収益の全部又は一部を国庫に納付させることがあります。

8 事業成果等の報告及び発表

この事業の成果及び交付を受けた交付金の使用結果については、事業終了後に、必要な報告を行わなければなりません。なお、農林水産省は報告のあったこの事業の成果を公表できるものとします。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業による成果であること及び論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記するとともに、公表した資料を農林水産省に提出しなければなりません。

9 その他

その他国の法令等により義務が課せられることがあります。

第12 応募方法等

1 応募申請書類

応募申請書類チェックシートに掲げる書類を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

なお、第7の審査は提出書類に基づいて行うため、応募申請書類（様式1～4）以外に事業概要の説明に必要な資料があれば、一括して提出してください。

2 提出方法

提出期間及び提出先（問合せ先）等は以下のとおりです。

（1）提出期間

令和2年3月27日（金曜日）～令和2年4月10日（金曜日）正午（必着）

（2）提出先（問合せ先）

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課

TEL：03-3502-8111（内線5502）

FAX：03-3502-7587

ただし、問合せについては、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く）の午前9時30分～午後4時30分（正午から午後1時までを除く）とします。

（3）応募申請書類の必要部数等

必要部数は応募申請書類チェックシートのとおりです。応募書類は必要部数を1つの封筒に入れ、“全国ジビエプロモーション事業公募申請書在中”と表に朱書きをして提出してください。

第13 審査スケジュール

審査委員会：令和2年4月下旬予定

交付金交付候補者の最終決定等の連絡：令和2年4月下旬予定